

## 工 事 設 計 書 等

### 工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局  
利根川上流河川事務所

# 鏡

## 1. 工事名

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事
工事地名	群馬県邑楽郡板倉町飯野地先

## 2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 施設管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
3) 工事番号	2025011003	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	除塵設備	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	442日間	2 0) 工場管理費対象額			
	(当初)	2 1) 共通仮設費対象額			
	( 0回変更)	2 2) 現場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都	2 3) 一般管理費等対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7 区	2 4) 処分費等	437		
1 1) 河川・路線	利根川上流本川	2 5) 公告日	令和 8年 1月16日		
1 2) 設計年月	令和 8年 2月	2 6) 入札締切日	年 月 日		

## 3. 予算科目

1) 予算科目： 河川事業費	2) 目： 直轄河川維持修繕費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	--------------------	-----------------	---------

# 設計内訳書

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	除塵設備	数量増減	金額増減	摘要
製作工		式	1		91,906,505					
除塵設備製作		式	1		91,906,505					
除塵設備		式	1		89,597,510					
除塵機(スクリーン含む)	レキ形 定置回転式 水路幅 6.7m 水路高 7.5m	基	2	44,798,755	89,597,510					単-1号
付属設備		式	1		1,197,472					
点検架台		基	2	598,736	1,197,472					単-2号
工場塗装工(機械) 除塵設備		式	1		533,183					
工場塗装(除塵機)		式	1		533,183					内-1号
工場塗装工(機械) 付属設備		式	1		578,340					
工場塗装(点検架台)		式	1		578,340					内-2号
間接労務費		式	1		24,518,000					
純製作費		式	1		116,424,505					

# 設計内訳書

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工場管理費		式	1		13,325,000				
製作原価		式	1		129,749,505				
据付工		式	1		38,954,832				
除塵設備輸送工		式	1		328,000				
輸送工		式	1		328,000				
輸送		式	1		328,000			内-3号	
除塵設備据付		式	1		30,350,116				
除塵機据付工		式	1		30,295,486				
据付(除塵機)	点検架台含む	式	1		14,808,960			内-4号	
直接経費		式	1		15,486,526			内-5号	
コンクリート工		式	1		24,019				
型枠		式	1		13,729			内-6号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	除塵設備	数量増減	金額増減	摘要
モルタル		式	1		10,290					内-7号
撤去工		式	1		30,611					
殻運搬		式	1		3,282					内-8号
殻処分		式	1		437					内-9号
コンクリートはつり		式	1		26,892					内-10号
仮設工		式	1		8,276,716					
足場支保工(機械設備)		式	1		393,442					
足場		式	1		393,442					内-11号
工事用道路工		式	1		1,203,193					
敷鉄板		式	1		1,203,193					内-12号
土留・仮締切工		式	1		3,805,751					
土のう		式	1		3,805,751					内-13号

# 設計内訳書

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	除塵設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
水替工		式	1		2,874,330				
ポンプ排水		式	1		2,874,330			内-14号	
共通仮設費		式	1		10,789,908				
共通仮設費		式	1		6,173,908				
運搬費		式	1		6,173,908				
仮設材運搬費		式	1		1,930,908			内-15号	
重建設機械分解組立輸送費		式	1		4,243,000			内-16号	
共通仮設費 (率計上)		式	1		4,616,000				
純工事費		式	1		49,744,740				
現場管理費		式	1		9,769,000				
据付間接費		式	1		12,500,000				
据付工事原価		式	1		72,013,740				

# 設計内訳書

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	除塵設備		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
設計技術費		式	1		3,066,000				
工事原価		式	1		204,829,245				
一般管理費等		式	1		46,020,755				
工事価格		式	1		250,850,000				
消費税相当額		式	1		25,085,000				
工事費計		式	1		275,935,000				

# 一式当たり内訳書

工場塗装（除塵機）

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場塗装		m <sup>2</sup>	59	9,037	533,183			
合 計					533,183			

# 一式当たり内訳書

工場塗装（点検架台）

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場塗装		m <sup>2</sup>	68	8,505	578,340			
合 計					578,340			



# 一式当たり内訳書

据付(除塵機)

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付(各種)	291.7人/式 72.9人/式 無 無 無							
据付(除塵機)		式	1		10,859,358			
据付材料費(除塵機)	レキ形除塵機 10646430円							
(除塵機)		式	1		851,714			
据付補助材料費	揚排水ホップ設備 除塵設備 10646430円							
据付(除塵機)		式	1		212,928			
据付(各種)	68人/式 17人/式 無 無 無							
撤去(除塵機、架台)		式	1		2,531,640			
据付補助材料費	揚排水ホップ設備 除塵設備 2482000円							
撤去(除塵機、架台)		式	1		49,640			
鋼製付属設備据付	補正しない A 1.129t/基 2基 無 無 無							
(架台)		式	1		297,840			
据付補助材料費	揚排水ホップ設備 除塵設備 292000円							
据付(架台)		式	1		5,840			
合 計					14,808,960			

# 一式当たり内訳書

直接経費

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
トラッククレーン賃料 油 圧伸縮ジブ型220t吊	(据付) 除塵機	日	20	396,000	7,920,000			
機械経費 (電気溶接機)	ディーゼルエンジン付・200A排出ガス対策型(第2次基準値) 6 時間 36日 無	式	1		129,744			
トラッククレーン賃料 油 圧伸縮ジブ型220t吊	(据付) 架台	日	2	396,000	792,000			
トラッククレーン賃料 油 圧伸縮ジブ型220t吊	(撤去) 除塵機、架台	日	16	396,000	6,336,000			
雑機械器具損料	308782円	式	1		308,782			
合 計					15,486,526			



# 一式当たり内訳書

モルタル  
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
モルタル練	普通 全ての費用	m <sup>3</sup>	0.1	102,900	10,290			
合 計					10,290			

# 一式当たり内訳書

穀運搬

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t 無し 11.0km以下	t	0.23	5,162	1,187			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]ヘビーストラック2t積、吊能力2.9t	t	0.23	9,113	2,095			
合 計					3,282			



# 一式当たり内訳書

コンクリートはつり

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリートはつり	3cmを超え6cm以下 全ての費用	m <sup>2</sup>	3.1	8,675	26,892			
合 計					26,892			

# 一式当たり内訳書

足場  
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 不要 標準	掛m 2	104.5	3,765	393,442			
合 計					393,442			

# 一式当たり内訳書

敷鉄板

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	734	410.1	301,013			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 120日 無 有	枚	79	11,420	902,180			
合 計					1,203,193			

# 一式当たり内訳書

土のう

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう工	製作 流用土	袋	184	5,654	1,040,336			
現場発生品及び支給品運搬 往路	トラック[クレーン装置付]ペーestrack4〜4.5t積、吊能力2.9t 無し 2.0km以下	t	331.2	968.9	320,899			
現場発生品及び支給品運搬 復路	トラック[クレーン装置付]ペーestrack4〜4.5t積、吊能力2.9t 無し 2.0km以下	t	331.2	968.9	320,899			
3号・4号水路仮締切設置		袋	184	6,652	1,223,968			
3号・4号水路仮締切撤去		袋	184	3,781	695,704			
整地	残土受入れ地での処理	m <sup>3</sup>	184	122.8	22,595			
軟質塩化ビニルシート	0.5mm	m <sup>2</sup>	279	650	181,350			
合 計					3,805,751			

# 一式当たり内訳書

ポンプ排水

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	2	92,640	185,280			
ポンプ運転	0以上120(m <sup>3</sup> /h)未満 10m 常時排水	日	105	25,610	2,689,050			
合 計					2,874,330			

# 一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運往路	関東・中部・近畿 60km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	126.7	6,120	775,404			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運復路	関東・中部・近畿 60km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	126.7	6,120	775,404			
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	126.7	3,000	380,100			
合 計					1,930,908			

# 一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) トラッククレーン系 160t吊超え360t吊以下 標準(1.0)	回	1	4,243,000	4,243,000			
合 計					4,243,000			

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-1号	除塵機(スクリーン含む)	レキ形 定置回転式 水路幅 6.7m 水路高 7.5m	単位	基	数量	1	単価	44,798,755
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
除塵機主要部材費		式	1		12,084,782			
副部材費(率計上)除塵	レキ形除塵機 12084782円	式	1		2,900,347			
部品費(率計上)除塵	レキ形除塵機 12084782円	式	1		1,933,565			
補助材料費 9%		式	1		1,348,661			
除塵機機器単体費		式	1		6,672,700			
労務費(各種)	513.5人/式	式	1		16,021,200			
酸洗施工		m <sup>2</sup>	614	6,250	3,837,500			
計					44,798,755			
単価					44,798,755	円/基		

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	点検架台		単位	基	数量		単価	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	598,736	
直接部材費		式	1		167,193			
部品費		式	1		4,208			
製作補助材料費	鋼製付属設備 167193円	式	1		21,735			
労務費 (一般鋼構造物/鋼付設)	補正しない A 1.129t/基(橋) 標準(鋼材400N・500N使用) 1基(橋)	基	1	405,600	405,600			
計					598,736			
単価					598,736	円/基		

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	除塵機主要部材費		単位	式	数量		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼板	S S材 SS400 PL9	各種	k g	15	112.69	1,690	12,084,782
鋼板	S S材 SS400 PL12	SS400 12≧t≦25	k g	385	191.09	73,569	
鋼板	S S材 SS400 PL16	SS400 12≧t≦25	k g	129	191.09	24,650	
鋼板	S S材 SS400 PL22	SS400 12≧t≦25	k g	38	191.09	7,261	
鋼板	S U S材 SUS304 PL6	SUS304 t=6 無	k g	496	620.11	307,574	
鋼板	S U S材 SUS304 PL9	SUS304 t=9 無	k g	1,569	631.31	990,525	
鋼板	S U S材 SUS304 PL10	SUS304 t=10 無	k g	1	816.11	816	
鋼板	S U S材 SUS304 PL12	SUS304 t=12 無	k g	3,674	816.11	2,998,388	
鋼板	S U S材 SUS304 PL16	SUS304 t=16 無	k g	1,041	827.31	861,229	
溝形鋼 (市中)	S S 4 0 0 C200×80×7.5	SS400 7.5×200×80	k g	50	110.8	5,540	
溝形鋼	S U S 3 0 4	SUS304 9×150×75	k g	713	1,100.43	784,606	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

除塵機主要部材費		単位	式	数量	1	単価	12,084,782
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×65×65	k g	18	924.43	16,639		
等辺山形鋼 SUS304	SUS304 9×75×75	k g	311	924.43	287,497		
H形鋼 (市中) SS400	SS400 200×200×8×12	k g	71	113	8,023		
ステンレス鋼棒 SUS RB18	SUS304 径20.0	k g	229	866.86	198,510		
角鋼 (各種) SUS304 SB30		k g	319	1,023.43	326,474		
平鋼 SUS304	SUS304 12×90	k g	2,998	1,012.43	3,035,265		
ステンレス鋼棒 SUS SUS304N2 D160	各種 ステンレス 新切18cr	k g	277	1,718.86	476,124		
不等辺山形鋼 (各種) SUS304 L150×90×9		k g	758	1,276.43	967,533		
鋼管 (各種) (k g) SUS304TKA 180-18.0		k g	418	1,705.43	712,869		
計					12,084,782		
単価					12,084,782	円/式	

## 参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	副部材費（率計上）除塵	V-3形除塵機 12084782円	単位	式	数量		単価	
					1			2,900,347
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
副部材費（率計上）			式	1		2,900,347		
計						2,900,347		
単価						2,900,347	円／式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	部品費（率計上）除塵	V-3形除塵機 12084782円	単位	式	数量		単価	
					1			1,933,565
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部品費（率計上）			式	1		1,933,565		
計						1,933,565		
単価						1,933,565	円／式	

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	除塵機機器単体費		単位	式	数量				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	6,672,700		
ローラーチェーン	JIS-B-1801 180-1 CP	m	5	46,900	234,500				
近接スイッチ	円柱型 検出距離18mm	個	1	14,200	14,200				
レーキスプロケット	FCD600	個	2	800,000	1,600,000				
テークアップユニット	CM-UCT326D1相当品	台	1	372,000	372,000				
テークアップユニット	C-UCT326D1相当品	台	1	372,000	372,000				
スプロケットホイール	JIS-B-1801 180-1 CP-1C-48T	個	1	368,000	368,000				
スプロケットホイール	JIS-B-1801 180-1 CP-1B-19T	個	1	122,000	122,000				
アタッチメント	SUS304	個	10	178,000	1,780,000				
電動機付減速機	3.7kW 4P r=1/559	台	1	1,810,000	1,810,000				
計					6,672,700				
単価					6,672,700	円/式			

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
労務費 (各種)	513.5人/式					1		16,021,200
機械設備製作工		人		513.5	31,200	16,021,200		
計						16,021,200		
単価						16,021,200	円/式	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	直接部材費		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		167, 193
			単位	数量	単価	金額		摘要
	H形鋼 (市中) S S 4 0 0	SS400 150×150×7×10	k g	517	113	58, 421		
	鋼板 S S 材 PL12	SS400 12≧t≦25	k g	117	191.09	22, 357		
	鋼板 S S 材 PL22	SS400 12≧t≦25	k g	46	191.09	8, 790		
	鋼板 S S 材 SS400 PL9	各種	k g	6	112.69	676		
	平鋼 S S 4 0 0 FB50×6	SS400 6×50~75	k g	15	154.8	2, 322		
	溝形鋼 (市中) S S 4 0 0 C150×75×6.5	SS400 6.5×150×75	k g	124	109.7	13, 602		
	縞鋼板 (市中) CHPL6 (無規格)	各種	k g	180	149.65	26, 937		
	鋼管 S G P ・耐溝状腐食電縫鋼管 黒 (k g) 25A	各種	k g	48	285.7	13, 713		
	鋼管 S G P ・耐溝状腐食電縫鋼管 黒 (k g) 40A	各種	k g	76	268.1	20, 375		
	計					167, 193		
	単価					167, 193	円/式	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量	1	単価	4,208
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボルト	SUS304 M16×55	個	18	124	2,232		
ナット	SUS304 M16	個	26	44	1,144		
平座金	SUS304 M16F	個	26	16	416		
ばね座金	SUS304 M16S	個	26	16	416		
計					4,208		
単価					4,208	円/式	

## 参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	製作補助材料費	鋼製付属設備 167193円	単位	式	数量		単価
					1		21,735
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費			式	1		21,735	
計						21,735	
単価						21,735	円/式

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	労務費（一般鋼構造物/鋼付設）	補正しない A 1.129t/基(橋) 標準(鋼材400N・500N使用) 1基(橋)	単位	基	数量		単価
					1		405,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工			人	13	31,200	405,600	
計						405,600	
単価						405,600	円/基

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

工場塗装		単位	m <sup>2</sup>	数量	1	単価	9,037
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
工場素地調整		m <sup>2</sup>	1	2,114.5	2,114		
工場プライマ処理	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 29.5m <sup>2</sup> ジンクリッチプライマ(有機系)	m <sup>2</sup>	1	1,267.94	1,267		
工場下塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 29.5m <sup>2</sup> 各種 30kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,449.98	1,449		
工場下塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 29.5m <sup>2</sup> 各種 30kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,449.98	1,449		
工場中塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 29.5m <sup>2</sup> 各種 22kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,382.3	1,382		
工場上塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 29.5m <sup>2</sup> 各種 17kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,376	1,376		
計					9,037		
単価					9,037	円/m <sup>2</sup>	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場塗装		単位	m <sup>2</sup>	数量	1	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	工場素地調整		m <sup>2</sup>	1	2,114.5	2,114	8,505	
	工場プライマ処理	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 34m <sup>2</sup> ジンクリッチプライマ(有機系)	m <sup>2</sup>	1	1,161.44	1,161		
	工場下塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 34m <sup>2</sup> 各種 30kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,343.48	1,343		
	工場下塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 34m <sup>2</sup> 各種 30kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,343.48	1,343		
	工場中塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 34m <sup>2</sup> 各種 22kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,275.8	1,275		
	工場上塗	エアレス 60m <sup>2</sup> 未満 34m <sup>2</sup> 各種 17kg/100m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1	1,269.5	1,269		
	計					8,505		
	単価					8,505	円/m <sup>2</sup>	

## 参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	修繕工事輸送費（除塵設備）	46.04t 76.7km	単位	式	数量		単価
					1		328,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費用			式	1		328,000	
計						328,000	
単価						328,000	円/式

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	据付（各種）	291.7人/式 72.9人/式 無 無 無	単位	式	数量		単価
	据付（除塵機）					1	10,859,358
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工			人	291.7	30,906	9,015,280	
普通作業員			人	72.9	25,296	1,844,078	
計						10,859,358	
単価						10,859,358	円/式

## 参考資料（１）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付材料費（除塵） （除塵機）	L-3形除塵機 10646430円	単位	式	数量		単価	
					1			851,714
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
据付材料費（率計上）			式	1		851,714		
計						851,714		
単価						851,714	円／式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費 据付（除塵機）	揚排水ポンプ設備 除塵設備 10646430円	単位	式	数量		単価	
					1			212,928
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		212,928		
計						212,928		
単価						212,928	円／式	

## 参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付（各種）	68人/式 17人/式 無 無 無	単位	式	数量		単価	
	撤去（除塵機、架台）					1		2,531,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備据付工								
			人	68	30,906	2,101,608		
	普通作業員							
			人	17	25,296	430,032		
	計					2,531,640		
	単価					2,531,640	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 除塵設備 2482000円	単位	式	数量		単価	
	撤去（除塵機、架台）					1		49,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費								
			式	1		49,640		
	計					49,640		
	単価					49,640	円/式	

## 参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	鋼製付属設備据付 (架台)	補正しない A 1.129t/基 2基 無 無 無	単位	式	数量		単価	
					1			297,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備据付工								
			人	8	30,906	247,248		
	普通作業員		人	2	25,296	50,592		
	計					297,840		
	単価					297,840	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費 (架台)	揚排水ポンプ設備 除塵設備 292000円	単位	式	数量		単価	
					1			5,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費								
			式	1		5,840		
	計					5,840		
	単価					5,840	円/式	

## 参考資料（１）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
機械経費（電気溶接機）	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
	ディーゼルエンジン付・200A排出ガス対策型（第2次基準値）6時間 36日 無		日		36	3,604	129,744	129,744
	電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A						
計							129,744	
単価							129,744	円/式

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
雑機械器具損料	名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
	雑機械器具損料	308782円	式		1		308,782	308,782
	雑器具損料							
計							308,782	
単価							308,782	円/式

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

処分費 (t)		単位	t	数量	100	単価	1,900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		t	100	1,900	190,000		
計					190,000		
単価					1,900	円/t	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	足場工	単管傾斜足場 不要 標準	単位	掛m <sup>2</sup>	数量	100	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	1.5	30,702	46,053	3,765
	とび工		人	4.5	28,050	126,225	
	普通作業員		人	2.7	25,296	68,299	
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.8	53,200	42,560	
	諸雑費 (率+まるめ) 33%		式	1		93,363	
	計					376,500	
	単価					3,765	円/掛m <sup>2</sup>

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m <sup>2</sup>	数量	100	単価	410.1
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.295	30,702	9,057			
とび工		人	0.295	28,050	8,274			
普通作業員		人	0.295	25,296	7,462			
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	53,610	15,814			
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1		403			
計					41,010			
単価					410.1	円/m <sup>2</sup>		

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 120日 無 有	単位	枚	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	10,320	10,320		
整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					11,420		
単価					11,420	円/枚	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	製作 流用土	単位	袋	数量	10	単価 5,654
土木一般世話役		人	0.145	30,702	4,451	
特殊作業員		人	0.145	26,520	3,845	
普通作業員		人	0.145	25,296	3,667	
耐候性大型土のう袋材	H=1.1m W=1.1m	袋	10	3,770	37,700	
バックホウ運転 (クレーン仕様)	製作	日	0.145	45,800	6,641	
諸雑費 (率+まるめ) 2%		式	1		236	
計					56,540	
単価					5,654	円/袋

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

3号・4号水路仮締切設置		単位	袋	数量	100	単価	6,652
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.39	30,702	42,675		
特殊作業員		人	1.39	26,520	36,862		
普通作業員		人	1.39	25,296	35,161		
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 220 t 吊 オペレータ付 日極	日	1.39	396,000	550,440		
諸雑費 (まるめ)		式	1		62		
計					665,200		
単価					6,652	円/袋	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	3号・4号水路仮締切撤去	単位	袋	数量	100	単価	3,781
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.79	30,702	24,254		
特殊作業員		人	0.79	26,520	20,950		
普通作業員		人	0.79	25,296	19,983		
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 220 t 吊 オペレータ付 日極	日	0.79	396,000	312,840		
諸雑費（まるめ）		式	1		73		
計					378,100		
単価					3,781	円/袋	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	92,640
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.5	30,702	15,351		
特殊作業員		人	0.1	26,520	2,652		
普通作業員		人	2	25,296	50,592		
バックホウ運転		日	0.5	48,090	24,045		
諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
計					92,640		
単価					92,640	円/箇所	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水					1		25,610
特殊作業員		人		0.17	26,520	4,508		
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日		1	503	503		
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日		1	19,860	19,860		
諸雑費（率+まるめ） 3%		式		1		739		
計						25,610		
単価						25,610	円/日	

## 参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運往路	関東・中部・近畿 60km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	基本運賃区分A	製品長12m以内 60kmまで	t	1	6,120	6,120	6,120
	諸雑費(まるめ)		式	1		0	
	計					6,120	
	単価					6,120	円/t

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量		単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	積込み、取卸し費(仮設材等)		t	2	1,500	3,000	3,000
	諸雑費(まるめ)		式	1		0	
	計					3,000	
	単価					3,000	円/t

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復)トラックレン系 160t吊超え360t吊以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員		人	11.7	26,520	310,284		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	70t吊	日	4	135,000	540,000		
運搬費等率 399%		式	1		3,392,633		
諸雑費 (まるめ)		式	1		83		
計					4,243,000		
単価					4,243,000	円/回	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼板 SS材	各種	単位	k g	数量	1,000	単価	112.69
	SS400 PL9							
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼板		無規格 6<t≤9	t	1.12	102,000	114,240		
一般構造用	規格エキストラ	SS400	t	1.12	1,300	1,456		
寸法エキストラ			t	1.12	0	0		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.084	35,700	-2,998		
計						112,698		
単価						112.69	円/k g	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼板 SS材 SS400 PL12	SS400 12≦t≦25	単位	kg	数量	1,000	191.09
鋼板 (販売)	厚板 無規格 12≦t≦25	t	1.12	172,000	192,640	
中厚板 規格エキストラ	SS400	t	1.12	1,300	1,456	
スクラップ	ヘビーH1	t	-0.084	35,700	-2,998	
計					191,098	
単価					191.09	円/kg

## 参考資料（２）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
鋼板 SUS材	SUS304 t=6 無	単位	k g	数量	1,000	単価	620.11
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス板	SUS304 4 ≤ t ≤ 6	k g	1,120	565	632,800		
スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-84	151	-12,684		
計					620,116		
単価					620.11	円/k g	

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
鋼板 SUS材	SUS304 t=9 無	単位	k g	数量	1,000	単価	631.31
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス板	SUS304 6 < t ≤ 9	k g	1,120	575	644,000		
スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-84	151	-12,684		
計					631,316		
単価					631.31	円/k g	

## 参考資料（２）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	鋼板 SUS材	SUS304 t=10 無	単位	k g	数量		
	SUS304 PL10					1,000	816.11
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ステンレス板	SUS304 9<t≤12					
			k g	1,120	740	828,800	
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr					
			k g	-84	151	-12,684	
	計					816,116	
	単価					816.11	円/k g

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	鋼板 SUS材	SUS304 t=12 無	単位	k g	数量		
	SUS304 PL12					1,000	816.11
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ステンレス板	SUS304 9<t≤12					
			k g	1,120	740	828,800	
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr					
			k g	-84	151	-12,684	
	計					816,116	
	単価					816.11	円/k g

## 参考資料 (2)

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	鋼板 SUS材	SUS304 t=16 無	単位	k g	数量	1,000	単価	827.31
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス板		SUS304 12 < t ≤ 25	k g	1,120	750	840,000		
スクラップ		ステンレス 新切 18 c r	k g	-84	151	-12,684		
計						827,316		
単価						827.31	円 / k g	

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	溝形鋼 (市中) SS400	SS400 7.5×200×80	単位	k g	数量	1,000	単価	110.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
溝形鋼		大形 SS400 7.5×200×80	t	1.1	103,000	113,300		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
計						110,801		
単価						110.8	円 / k g	

## 参考資料（２）

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	溝形鋼 SUS304	SUS304 9×150×75	単位	k g	数量	1,000	単価	1,100.43
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	溝形鋼	SUS304 C150×75×9	K g	1,100	1,010	1,111,000		
	スクラップ	ステンレス 新切 18c r	k g	-70	151	-10,570		
	計					1,100,430		
	単価					1,100.43	円／k g	

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×65×65	単位	k g	数量	1,000	単価	924.43
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	等辺山形鋼	SUS304 L65×65×6	K g	1,100	850	935,000		
	スクラップ	ステンレス 新切 18c r	k g	-70	151	-10,570		
	計					924,430		
	単価					924.43	円／k g	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 9×75×75	単位	k g	数量	1,000	単価	924.43
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	等辺山形鋼	SUS304 L75×75×9	K g	1,100	850	935,000		
	スクラップ	ステンレス 新切 18c r	k g	-70	151	-10,570		
	計					924,430		
	単価					924.43	円／k g	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	H形鋼（市中）SS400	SS400 200×200×8×12	単位	k g	数量	1,000	単価	113
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	H形鋼	広幅 SS400 200×200	t	1.1	105,000	115,500		
	スクラップ	ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
	計					113,001		
	単価					113	円／k g	

# 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス鋼棒 SUS RB18	SUS304 径20.0	単位 k g		数量	1,000	単価 866.86
ステンレス丸棒	SUS304 径20.0	k g	1,200	740	888,000	
スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-140	151	-21,140	
計					866,860	
単価					866.86	円/k g

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	角鋼（各種）		単位	k g	数量	1,000	単価	1,023.43
	SUS304 SB30							
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
角鋼		SUS304 SB30	t	1.1	940,000	1,034,000		
規格エキストラ			t	1.1	0	0		
スクラップ		ステンレス 新切18cr	t	-0.07	151,000	-10,570		
計						1,023,430		
単価						1,023.43	円/k g	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	平鋼 SUS304	SUS304 12×90	単位	k g	数量	1,000	単価	1,012.43
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
平鋼		SUS304 FB12×90	K g	1,100	930	1,023,000		
スクラップ		ステンレス 新切 18c r	k g	-70	151	-10,570		
計						1,012,430		
単価						1,012.43	円／k g	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ステンレス鋼棒 SUS	各種 ステンレス 新切18cr	単位	k g	数量	1,000	単価	1,718.86
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼棒	SUS304N2 D160	SUS304N2 D160	K g	1,200	1,450	1,740,000		
スクラップ		ステンレス 新切 18c r	k g	-140	151	-21,140		
計						1,718,860		
単価						1,718.86	円／k g	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
不等辺山形鋼（各種） SUS304 L150×90×9		単位	k g	数量	1,000	1,276.43
不等辺山形鋼	SUS304 L150×90×9	t	1.1	1,170,000	1,287,000	
規格エキストラ		t	1.1	0	0	
スクラップ	ステンレス 新切18cr	t	-0.07	151,000	-10,570	
計					1,276,430	
単価					1,276.43	円／k g

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼管（各種）（k g）		単位	k g	数量		単価	
	SUS304TKA 180-18.0					1,000		1,705.43
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鋼管	SUS304TKA 180-18.0	t	1.1	1,560,000	1,716,000			
スクラップ	ステンレス 新切18cr	t	-0.07	151,000	-10,570			
計					1,705,430			
単価					1,705.43	円／k g		

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	H形鋼（市中）SS400		単位	k g	数量		単価	
	SS400 150×150×7×10					1,000		113
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
H形鋼	広幅 SS400 150×150	t	1.1	105,000	115,500			
スクラップ	ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499			
計					113,001			
単価					113	円／k g		

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼板 SS材	各種	単位	k g	数量	1,000	単価	112.69
	SS400 PL9							
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼板		無規格	t	1.12	102,000	114,240		
一般構造用	規格エキストラ	SS400	t	1.12	1,300	1,456		
寸法エキストラ			t	1.12	0	0		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.084	35,700	-2,998		
計						112,698		
単価						112.69	円/k g	

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	平鋼 SS400 FB50×6	SS400 6×50～75	単位	k g	数量	1,000	単価	154.8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
平鋼		SS400 6×50～75	t	1.1	143,000	157,300		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
計						154,801		
単価						154.8	円/k g	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	溝形鋼 (市中) SS400 C150×75×6.5	SS400 6.5×150×75	単位	k g	数量	1,000	単価	109.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
溝形鋼		大形 SS400 6.5×150×75	t	1.1	102,000	112,200		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
計						109,701		
単価						109.7	円/k g	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	縞鋼板（市中） CHPL6（無規格）	各種	単位	k g	数量	1,000	単価	149.65
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
縞鋼板		CHPL6（無規格）	t	1.12	135,000	151,200		
一般構造用	規格エキストラ	SS400	t	1.12	1,300	1,456		
スクラップ		ヘビーH1	t	-0.084	35,700	-2,998		
計						149,658		
単価						149.65	円/k g	

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

鋼管 SGP・耐溝状腐食電縫鋼管 黒 (kg) 25A	各種	単位	kg	数量	1,000	単価	285.7
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼管	25A	t	1.1	262,000	288,200		
スクラップ	ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
計					285,701		
単価					285.7	円/kg	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

鋼管 SGP・耐溝状腐食電縫鋼管 黒 (kg) 40A	各種	単位	kg	数量	1,000	単価	268.1
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼管	40A	t	1.1	246,000	270,600		
スクラップ	ヘビーH1	t	-0.07	35,700	-2,499		
計					268,101		
単価					268.1	円/kg	



## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場プライマ処理	エアレス 60m2未満 29.5m2 ジンクリッチプライマ(有機系)	単位	m 2	数量	100	単価	1,267.94
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ジンクリッチプライマー	有機系	k g	20	1,480	29,600			
塗料用シンナー	ジンクリッチプライマー用シンナー 有機	L	2.1	640	1,344			
橋りょう塗装工		人	2.7	35,500	95,850			
計					126,794			
単価					1,267.94	円/m 2		

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗	エアレス 60m2未満 29.5m2 各種 30kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,449.98
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗料	弱溶剤形変成エポキシ樹脂下塗塗料	k g	30	1,570	47,100		
	塗料用シンナー	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	3.2	640	2,048		
	橋りょう塗装工		人	2.7	35,500	95,850		
	計					144,998		
	単価					1,449.98	円/m 2	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場中塗	エアレス 60m2未満 29.5m2 各種 22kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,382.3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗料	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗	k g	22	1,860	40,920		
	塗料用シンナー	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー 中塗り用	L	2.3	635	1,460		
	橋りょう塗装工		人	2.7	35,500	95,850		
	計					138,230		
	単価					1,382.3	円/m 2	

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場上塗	エアレス 60m2未満 29.5m2 各種 17kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,376
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗料	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用上塗	k g	17	2,380	40,460		
	塗料用シンナー	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー 上塗り用	L	1.8	717	1,290		
	橋りょう塗装工		人	2.7	35,500	95,850		
	計					137,600		
	単価					1,376	円/m 2	

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場プライマ処理	エアレス 60m2未満 34m2 ジンクリッチプライマ(有機系)	単位	m 2	数量	100	単価	1,161.44
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ジンクリッチプライマー	有機系	k g	20	1,480	29,600			
塗料用シンナー	ジンクリッチプライマー用シンナー 有機	L	2.1	640	1,344			
橋りょう塗装工		人	2.4	35,500	85,200			
計					116,144			
単価					1,161.44	円/m 2		

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場下塗	エアレス 60m2未満 34m2 各種 30kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,343.48
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗料	弱溶剤形変成エポキシ樹脂下塗塗料	k g	30	1,570	47,100		
	塗料用シンナー	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	3.2	640	2,048		
	橋りょう塗装工		人	2.4	35,500	85,200		
	計					134,348		
	単価					1,343.48	円/m 2	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場中塗	エアレス 60m2未満 34m2 各種 22kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,275.8
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
塗料	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗	k g	22	1,860	40,920			
塗料用シンナー	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー 中塗り用	L	2.3	635	1,460			
橋りょう塗装工		人	2.4	35,500	85,200			
計					127,580			
単価					1,275.8	円/m 2		

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工場上塗	エアレス 60m2未満 34m2 各種 17kg/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	1,269.5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗料	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用上塗	k g	17	2,380	40,460		
	塗料用シンナー	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー 上塗り用	L	1.8	717	1,290		
	橋りょう塗装工		人	2.4	35,500	85,200		
	計					126,950		
	単価					1,269.5	円/m 2	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A					1		3,604
軽油		L		13.8	130	1,794		
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	日		1	1,810	1,810		
諸雑費（まるめ）		式		1		0		
計						3,604		
単価						3,604	円/日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	バックホウ（クローラ型）運転	単位	日	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540	
軽油		L	119	130	15,470	
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3 <td>日</td> <td>1.06</td> <td>10,000</td> <td>10,600</td> <td></td> </sup>	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					53,610	
単価					53,610	円/日

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作	単位	日	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540		
軽油		L	65	130	8,450		
バックホウ（クレーン型） [後方超小旋回・クレーン付]	山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )吊2.9t	日	1.36	7,210	9,805		
諸雑費（まるめ）		式	1		5		
計					45,800		
単価					45,800	円/日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	48,090
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	27,540	27,540			
軽油		L	45	130	5,850			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3 <td>日</td> <td>1.47</td> <td>10,000</td> <td>14,700</td> <td colspan="3"></td> </sup>	日	1.47	10,000	14,700			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					48,090			
単価					48,090	円／日		

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	503
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m	日	1.1	458	503			
諸雑費 (まるめ)		式	1		0			
計					503			
単価					503	円/日		

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	19,860
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
軽油		L	137	130	17,810			
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	4 5 k V A	日	1.1	1,860	2,046			
諸雑費 (まるめ)		式	1		4			
計					19,860			
単価					19,860	円/日		

## 工場管理費

### 工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計上額
鋼製付属設備	1,876,236	25 %	469,059
除塵設備	64,282,205	20 %	12,856,441

工場管理費計 13,325,000

### 工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	66,158,441	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	66,158,441	
非対象額計（－）	50,266,584	
管理費区分6・A・B・C・D	24,504,152	（材料費 鋼材）
管理費区分E・F・Z 9 9 2 3	12,417,032	（材料費 鋼材を除く）
管理費区分3	13,345,400	（機器単体費）
管理費区分L	0	（輸送費）
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分5	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）

### 工場管理費

単独（追加工事） 13,325,000

## 共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 除塵設備				合算工事：	
対象工事費	38,954,832	据付直接工事費	38,954,832	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	437	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	0	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）	0				
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	38,954,832	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	38,954,395	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	11.62 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	11.85 %	（11.62% × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	4,616,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

## (積上分) 共通仮設費

### 共通仮設費 (積上分)

運搬費	6,173,908	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

### 共通仮設費 (積上分) 計

6,173,908

## 据付間接費・現場管理費

据付間接費 機械設備名 除塵設備	据付間接費対象額 11,364,136	据付間接費率 110 %	計上額 12,500,549
据付間接費計			12,500,000
現場管理費			
単独（追加工事）純工事費	49,744,740	単独（追加工事）据付直接工事	38,954,832
非対象額計（－）	0	単独（追加工事）共通仮設費	10,789,908
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分3	0	（機器単体費）	
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）	
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）	
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額	
対象額（＋）	0		
支給品	0		
無償貸付機械等評価額	0		
事業損失防止施設費	0		
現場管理費対象純工事費			
単独（追加工事）	49,744,740	現工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	49,744,303	現工事	0
現場管理費率（補正前）	19.07 %	現工事	0 %
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %
砂防・地滑り補正	0 %	ICT施工補正	1
現場管理費率（補正後）	19.64 %	（19.07% × 週休1.03）	0 %
現場管理費計上額			
単独（追加工事）	9,769,000	現工事	0
		合算工事	0
		調整工事計上額	0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）			
	1,333,163		

## 設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	129,749,505					
据付工事原価						
単独（追加工事）	72,013,740					
非対象額計（－）		437				
管理費区分5	0					（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0					（率計算の非対象額）
管理費区分T	437					（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	0					（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0					（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	201,762,808	現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	201,762,808					
標準設計技術費率						
工種		除塵設備				
単独（追加工事）	1.52 %	現工事	0 %		合算工事	0 %
設計技術費						
単独（追加工事）	3,066,000	現工事	0		合算工事	0
調整工事計上額						0

## 一般管理費等（当初）

主たる工種					
単独（追加工事）	除塵設備				
工事原価					
単独（追加工事）	204,829,245	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	204,829,245	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	204,828,808				
標準一般管理費率					
単独（追加工事）	23.86 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）					
単独（追加工事）	13,345,400	現工事	0	合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）					
単独（追加工事）	0.07	現工事	0	合算工事	0
機器単体費補正係数（R）					
単独（追加工事）	0.94	現工事	0	合算工事	0
前払金支出割合による補正係数					
単独（追加工事）	1	現工事	0		
財団法人等による補正係数	1	現工事	0		
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	204,829,245				
契約保証に係る補正值	0.04				
一般管理費等率					
単独（追加工事）	22.47 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費等					
単独（追加工事）	46,020,755	現工事	0	合算工事	0
業務委託料等	0				
調査基準価格	247,280,000				
調査基準価格100/110	224,800,000	（ 89.62 %）			

R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事

( 当 初 ) 請負工事費計算書

( 1 ) 製作原価	129,749,505	(15) 機器単体費	13,345,400
( 2 ) 据付工事原価	72,013,740	(16) 合算機器単体費	0
( 3 ) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
( 4 ) 設計技術費	3,066,000		
( 5 ) 工事原価	204,829,245		
(1)+(2)+(4)			
( 6' ) 一般管理費等 (計上額)	46,020,755	( 6 ) 一般管理費等 (計算額)	46,025,130
( 7' ) その他費目計	0		
( 8 ) 業務委託料等	0		
( 9 ) 工事価格	250,850,000		
(5)+(6' )+(7' )+(8) (万円未満切り捨て)			
(10) 消費税等相当額	25,085,000		
(11) 請負工事費	275,935,000		
(9)+(10)			
(12) 入札書比較価格	250,850,000		
(請負工事費の100/110)			
(13) 調査基準価格	247,280,000		
(14) 調査基準価格の100/110	224,800,000		


# 工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事

国土交通省 関東地方整備局  
利根川上流河川事務所 施設管理課

## 工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
除塵設備製作		式		1		
除塵設備		式		1		
除塵機(スクリーン含む)	レキ形 定置回転式 水路幅 6.7m 水路高 7.5m	基		2		
付属設備		式		1		
点検架台		基		2		
工場塗装工(機械) 除塵設備		式		1		
工場塗装 (除塵機)		式		1		
工場塗装工(機械) 付属設備		式		1		
工場塗装 (点検架台)		式		1		
間接労務費		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
除塵設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送		式		1		
除塵設備据付		式		1		
除塵機据付工		式		1		
据付(除塵機)	点検架台含む	式		1		
直接経費		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート工		式		1		
型枠		式		1		
モルタル		式		1		
撤去工		式		1		
殻運搬		式		1		
殻処分		式		1		
コンクリートはつり		式		1		
仮設工		式		1		
足場支保工(機械設備)		式		1		
足場		式		1		
工事用道路工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
敷鉄板		式		1		
土留・仮締切工		式		1		
土のう		式		1		
水替工		式		1		
ポンプ排水		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

# R 7 谷田川排水機場除塵設備更新工事

## 特記仕様書

令和8年1月

国土交通省 関東地方整備局  
利根川上流河川事務所

工 事 名 : R7谷田川排水機場除塵設備更新工事  
工事場所 : 群馬県邑楽郡板倉町飯野地先  
工 期 : 契約の翌日から令和9年5月28日まで

## 第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省HP参照（[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000022.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html)）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7谷田川排水機場除塵設備更新工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

## 第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別添様式ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

## 第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者且つ専任の者でなければならない。

## 第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。  
なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。  
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

## 第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。  
(1) 建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
  - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
  3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
    - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）
    - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
    - (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し等）
  4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
  5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

## 第6条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

## 第7条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

起点：群馬県邑楽郡板倉町飯野 緯度 36° 12' 46" 経度 139° 35' 25"

終点：起点と同様

## 第8条 コリنزへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

除塵設備	更新	1式
除塵機	更新	2台
点検架台	更新	2基

## 第9条 コリنزへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 4 利根川上流機械設備更新検討業務	4049282353

## 第10条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
  - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
  - (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
  - (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
  - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表

比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

### 第11条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

#### 1. 溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和3年3月）によるほか、以下による。

- (1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の10%以上について放射線透過試験を行うものとする。

ただし、水門扉主要構造部及び放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深25m以上）、複雑な構造部などの重要な突合せ継手部は、突合せ溶接延長の40%以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

- (2) 受注者は、主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。

#### 2. 溶接における監督・検査等の強化

- (1) 発注者は段階確認において、1項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会うものとする。

- (2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。

- (3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

### 第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

### 第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係電子書類一覧表」（別添様式－2）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

## 第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

## 第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）  
令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

## 第16条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（[https://www.ktr.mlit.go.jp/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu00000039.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html)）によるものとする。

## 第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（[https://www.ktr.mlit.go.jp/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu00000039.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html)）によるものとする。

## 第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

## 第19条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する必要があるため、協力すること。

## 第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

## 第21条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-22から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

## 第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

## 第23条 機械設備施工実態調査

本工事は、「機械設備施工実態調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

## 第24条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

## 第25条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

## 第26条 工事現場発生品

1. 工事箇所から発生する発生品の引渡し場所は、谷田川排水機場内とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	単位	数量	引渡場所	運搬距離
除塵機	基	2	谷田川排水機場	0 km
点検架台	基	2	谷田川排水機場	0 km

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第27条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）最終改正令和4年6月17日法律第68号。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工

事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート塊（無筋）	館林アスコン（株）	群馬県館林市大字近藤宇開 拓665-1外4筆

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

(3) 受入時間

館林アスコン（株）：8時00分～17時00分

(4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づき、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

## 第29条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から30日以内に行う。

## 第30条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

## 第31条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### 第32条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」(以下「統一様式」という。)に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

### 第33条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別添様式—3に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

### 第34条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は1回以上を原則とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

### 第35条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
  - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

### 第36条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

### 第37条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

#### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

#### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア 産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

#### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

#### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

### 第38条 快適トイレの試行

#### 1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

#### 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

#### 3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

### 第39条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

#### 1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

#### 2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

#### 3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。

- 1) BIM/CIM実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

#### 4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

### 第40条 DXデータセンターの使用

本工事は、DXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

#### 第41条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラッグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※ 真夏日補正係数: 1.2}$$

#### 第43条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第1編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

#### 第44条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP > 河川 > 技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

#### 第45条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

#### 第46条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

#### 第47条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### 第48条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第13項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

#### 第49条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和9年5月28日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①余裕期間	20日間
②準備期間	30日間
③後片付け期間	20日間

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・準備・後片付け

・その他監督職員が承諾した工種

4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

## 第50条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式一16（第1条3項リンク先）により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年5月28日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

## 第51条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 第52条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別添様式一4）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

### 第53条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

#### 1) 週休2日

##### ① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

##### ② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### 2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

#### 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

##### ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

##### ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

##### ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。  
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

#### **第54条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行**

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。  
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。  
なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋、坂東観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

#### **第55条 個人情報の取り扱いについて**

1. 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持  
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限  
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
4. 利用及び提供の制限  
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙—2（第1条3項リンク先））を発注者に提出しなければならない。
- (2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

**第56条 受注者相互の協力（他工事等との調整）**

- 1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
- 2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R7・R8谷田川排水機場等 点検整備業務	除塵機点検	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日

R 9・R 1 0 谷田川排水機場 等点検整備業務（仮称）	除塵機点検	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 1 1 年 3 月 3 1 日
R 7 川俣管内左岸維持管理 工事	除草等	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
R 8 川俣管内左岸維持管理 工事（仮称）	除草等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
R 9 川俣管内左岸維持管理 工事（仮称）	除草等	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

### 第 5 7 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
URL:<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術  
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。  
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

### 第 5 8 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

## 第 5 9 条 建設現場における遠隔臨場の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

#### (2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

#### (3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

#### (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式一19（第1条3項リンク先）を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

## 第60条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

### 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实績状況		出来形		品質		出来ばえ	
	書類	実地	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	○

### 3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工

事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

#### 4. 実施内容

##### (1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

##### (2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

##### (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

##### (4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

##### (5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

##### (6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

### 第61条 契約後VE方式

#### 1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

#### 2. VE提案の意義及び範囲

(1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

- 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

#### 3. VE提案書の提出

(1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式ー1～4）（第1条3項リンク先）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- 2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- 3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

- 5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
  - 6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. VE提案書の審査
- 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. VE提案の採否等
- VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）（第1条3項リンク先）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
6. VE提案を採用した場合の設計変更等
- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
  - (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
  - (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
  - (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
7. VE提案の活用と保護
- 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
8. 責任の所在
- 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

## 第62条 生産性向上チャレンジ工事

### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するもの

とする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第56条 新技術活用「新技術の定義」において採用した取組については本試行の対象外とする。

### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点をを行うこととする。

### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

## 第63条 優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

## 第64条 総価契約単価合意方式について

### 1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

### 2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

### 3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

## 第65条 モルタル配合

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、1：3とする。

## 第66条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR7・R8利根川上流管内（上流部）工事監督支援業務ホクト・パートナーズ設計共同体に委託している。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

## 第67条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

## 第68条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

## 第69条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
材料確認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	除塵設備、付属設備
溶接確認	工場：溶接完了時	除塵設備、付属設備
寸法確認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	除塵設備、付属設備
性能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	除塵設備
塗装確認	工場：塗装完了時 現場：塗装完了時	除塵設備、付属設備
施工状況確認 (緊張試験)	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

## 第70条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12(第1条3項リンク先)によるものとする。

## 第71条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

## 第72条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
  - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
  - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。  
※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

## 第73条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

## 第74条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

## 第75条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

  - (1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査
    - ・躯体に劣化があるか。
    - ・クラックや欠損がないか など
  - (2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査
2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

## 第76条 工事概要

本工事は、谷田川排水機場の機械設備のうち、老朽化した除塵設備の信頼性向上及び機能維持を目的として、除塵設備の更新を行うものである。

## 第77条 工事施工範囲

本工事は、次に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、据付、調整、現地試運転までとする。なお、受注者は完成までの期間において管理者に対し操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事は施工範囲に含まれるものとする。

次の内容は施工範囲内とする。

種別	細別	単位	数量	施工内容	摘要
除塵設備	除塵機	基	2	撤去・製作・据付	3号機 4号機
付属設備	点検架台	基	2	撤去・製作・据付	3号機 4号機

- (1) 除塵設備の動力線、制御線の離線及び接続
- (2) 仮締切り大型土のうの設置・撤去
- (3) 仮設足場の設置・撤去
- (4) 除塵機のレーキチェーンは再利用するものとする。

なお、現地状況等により再利用不可の場合は監督職員と協議するものとする。

## 第78条 設計条件

本工事は設計条件は下記のとおりとする。

- (1) 設計水位差 1.0m
- (2) ポンプ口径 2,000mm

## 第79条 主要仕様

除塵設備

基数	2基 (全5基)	
形式	背面降下前面掻き揚げ式	
水路幅	6,700mm	
水路高	7,500mm	
スクリーン目幅	131mm (有効目幅)	
スクリーン角度	75°	
レーキ数	5個/基	
レーキ速度	約2.0m/min	
レーキ奥行	300mm	
電動機出力	3.7kw4P	
電源	AC200V	
操作方式	機側及び遠方	
主要部材質	フレーム (上部)	SS400
	フレーム (下部)	SUS304
	レーキ、スクリーン	SUS304

エプロン	SUS304
駆動軸	SUS304N2
ガイドレール	SUS304

点検架台

基数	2基（3号機・4号機）
型式	鋼製桁構造
主要部材質	架台 SS400

**第80条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。**

第3章 共通施工

第2節 製作

3-2-4 ステンレス鋼の表面処理

ステンレス表面は、工場で不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。

第5節 塗装

3-5-3 工場塗装

各機器の塗装仕様は下記のとおりとする。

上塗り色については、既設と近似色とし、監督職員の承諾を得るものとする。

塗装箇所	下地処理	施工場所	塗装工程	塗料名	標準膜厚(μm)
除塵設備 (非接水部) 点検架台	1種 ケレン	工場	一次プライマ	有機ゾンクッチプライマー	15
			第1層目(下塗)	弱溶剤形変成球キ樹脂下塗塗料	80
			第2層目(下塗)	弱溶剤形変成球キ樹脂下塗塗料	80
			第3層目(中塗)	弱溶剤形球キ樹脂塗料用中塗	40
			第4層目(上塗)	弱溶剤形球キ樹脂塗料上塗	30

第11節 仮設工

3-11-1 一般事項

1. 本工事の搬入搬出・据付に関する仮設に当たっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

2. 上記の決定にあたっては、下記条件を提示する。

なお、施工条件については以下を想定し、変更が生じた場合には、監督職員と協議のうえ変更するものとする。

① 現地工事は水替工を行い、ドライにした状態で施工を実施する。

耐候性大型土のうの設置の際の水深は約2.9mを想定している。

(使用機材)

・工事用水中モーターポンプ

・耐候性大型土のう(製作、残土処理は利根川左岸144kの高水敷で施工を想定する。)

② 撤去及び据付に係るクレーンによる作業は、川裏放水路右岸の民地を借用し施工することを想定している。

なお、民地借用前に監督職員と協議すること。

- ③ 水路内の堆積土砂は、作業に影響がないものと想定しているが、支障になる場合は、監督職員と協議を行うものとする。

#### **第81条 出水時の対応**

非出水期間中においても、出水に備え、1台以上のポンプ運転が可能な体制を確保すること。

#### **第82条 その他**

##### **1. 疑義事項の処理**

受注者は、工事契約後速やかに必要な調査を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

## 明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第56条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第50条
公害関係	■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。	第80条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第27条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第26条

## 工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること  
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案) (様式No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考			
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員へ連絡		監督職員へ納品		
								受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課				受注者保管	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-50.7	-	○					○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50.2	-	○						○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出	
			4	【事例】概要概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合)関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5	【事例】概要概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合)占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3.2	-	○							○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件うものや大規模な修正)	共通仕様書1-1-23	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8	工事請負契約書	-	-	○										
			9	共通仕様書	-	-	○										
			10	特記仕様書	-	-	○										
			11	発注図面	-	-	○										
			12	現場説明書	-	-	○										
			13	質問回答書	-	-	○										
			14	工事数量総括表	-	-	○										
	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○				○						
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式-2		○				○					契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○				○						
		18	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56.6	様式-4		○				○						
		19	建退共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○				電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5		○										
	25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○					○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
	その他	26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32(5)	様式-7		○				○					契約図書で規定された場合に提出する。	
		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-27.4	-		○				○					該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-27.5	-		○				○					該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-		○				○						
		30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○				○						
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8	-	○				○				工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-	○				○						
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-3.2	-	○					○					
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-52.1	-	○					○					
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-52.1	-	○					○				設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18.1	-	○				○					・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官登第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-18.2	-	○				○						
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18.1	-	○				○						
			39	承諾図書	共通仕様書1-1-9	-	○					○				設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得る。	
3 設計	③ 設計	40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2.20	様式-9	○											
		41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2.23	様式-9	○									協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。		
		42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2.21	様式-9	○											
		43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2.24	様式-9	○											

# 工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること  
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
										契約担当課	発注担当課					
施工中	4 施工状況	④ 施工管理	44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2_26	様式-9	○			○						
			45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2_27	様式-9	○			○						
			46	材料確認書	共通仕様書2-1-3_1	様式-10	○			○					設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
			47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1	-	○					○			設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
			48	段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)	様式-11	○			○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約図書で規定された場合のみ対象</li> <li>・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし</li> <li>・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要</li> <li>・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。</li> </ul>	
施工中	工事書類	⑤ 安全管理	49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28_1	様式-12	○			○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない</li> <li>・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要</li> <li>・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。</li> </ul>		
			50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51_2	-	○					○			週間工程会議やASPにより事前連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
			51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41_10	-	○						○			監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			52	工事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式-13	○			○				○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	-	○			○						事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14	○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。
			55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	-	○			○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
施工中	契約関係書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○			○						
			57	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○			○						
			58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○			○						
			59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○			○						
			60	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○			○						
			61	出来高内訳書	工事請負契約書第39条2項 共通仕様書1-1-33_2	様式-18	○			○						
		既済部分検査	62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○			○						
			63	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34_7	-	○			○					中間技術検査時にも提出する。	
			64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34_2	様式-18	○			○						
		修補	65	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○			○						
			66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○			○						
		部分使用	67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○			○					部分使用がある場合に提出する。	
			68	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○			○					工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	建設機械	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○			○				支給品を受領した場合に提出する。	
				70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25_3	様式-25	○			○				支給品がある場合に提出する。	
				71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25_4	様式-26	○			○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
				72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○			○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
その他	現場発生品	73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式-28	○			○				現場発生品がある場合に提出する。			
		74	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-35_6	-	○			○				既済部分検査等の際に提出する。			
		75	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27_2	-	○					○		産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。			
		76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-	○					○					
		77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	○					○					
		78	新技術活用関係資料	特記仕様書	-	○					○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
		契約関係書類	工事書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○			○					
				80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○			○					
81	請求書(完成代金)			工事請負契約書第33条1項	様式-5	○			○							
82	出来形管理図表			共通仕様書1-1-37_10	様式-31	○			○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。</li> <li>・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。</li> <li>・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。</li> </ul>		
83	品質管理図表			共通仕様書1-1-37_10	様式-32	○			○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。</li> <li>・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。</li> <li>・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。</li> </ul>		
84	品質証明書			共通仕様書1-1-32(1)	様式-33	○			○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約図書で規定された場合に提出する。</li> <li>・品質証明に関する添付書類は提出不要</li> </ul>		
工事完成時	工事書類	⑥ 工程管理	85	工事写真	共通仕様書1-1-37_10	-	○			○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事写真の撮影に当たっては、「写真管理基準(案)」を適用する。</li> <li>・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき提出する。</li> <li>・紙の工事写真の提出不要</li> <li>・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略</li> <li>・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要</li> </ul>			
			86	総合評価実施報告書	特記仕様書	-	○			○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	

## 工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること  
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類					作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け					備 考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	指示	通知	提出		発注 担当課	提示 受注者 保管		監督職 員へ連絡	監督職 員へ納品	
										監督 職員	契約 担当課						
		87	創意工夫・社会性等に関する実施 状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式-34		○				○					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書	88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	-		○				○				○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	-		○				○				○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	90	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事に用-	共通仕様書1-1-27_6	-		○				○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		91	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事に用-	共通仕様書1-1-27_6	-		○				○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	-		○				○						施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
		93	予備品リスト	特記仕様書	-		○				○						予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工事 後 完成	その他	94	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21_5	-	○	○					○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	



## 概略工事工程表 R7谷田川排水機場除塵設備更新工事

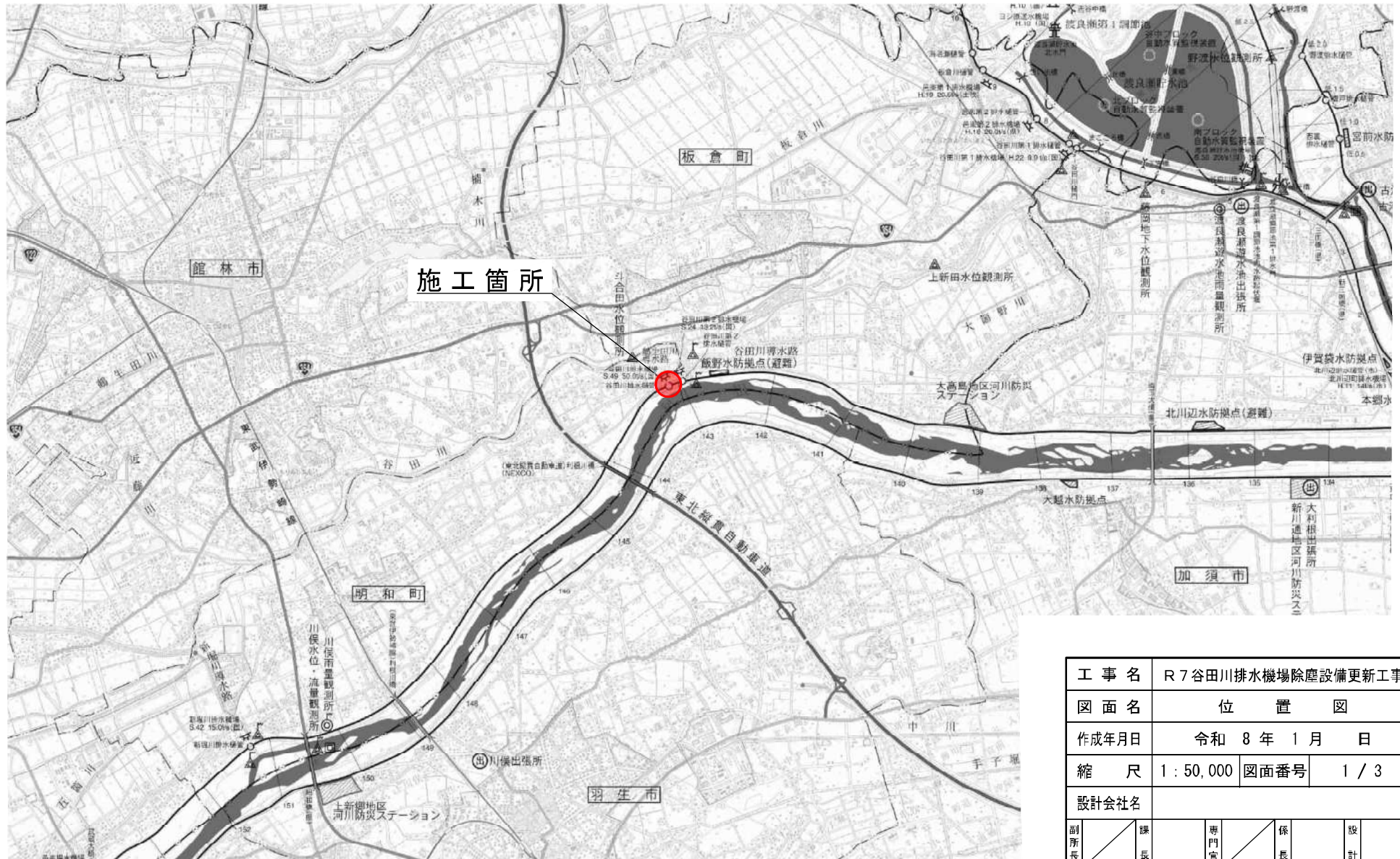
工種	単位	数量	R7年度	R8年度												R9年度		備考		
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
余裕期間	式	1																	20日	
準備工	式	1	余裕期間※任意で設定可能																30日	
設計	式	1																		
製作	式	1																		
撤去・据付	式	1																		
仮設置・撤去 (土のう・足場)	式	1																		
試運転調整	式	1																		
後片付け	式	1																		20日
制約条件	夏期休暇・年末年始																			・8月10日～8月16日 ・12月28日～1月3日
	出水期間																			

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の中で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

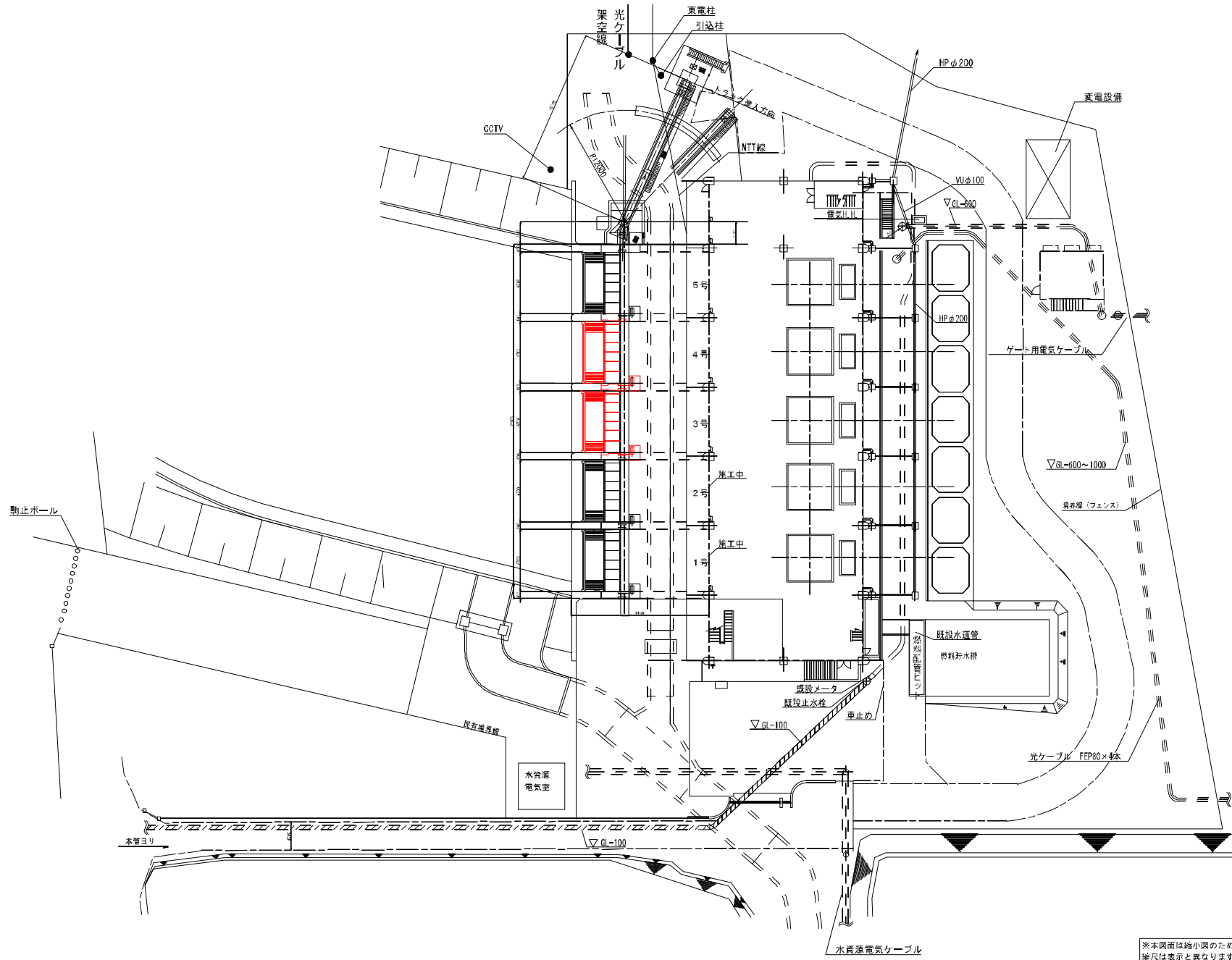
# 位置図

S:1:50,000



工事名	R7谷田川排水機除塵設備更新工事				
図面名	位置図				
作成年月日	令和8年1月日				
縮尺	1:50,000	図面番号	1/3		
設計会社名					
副所長	課長	専門官	係長	設計	
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所				

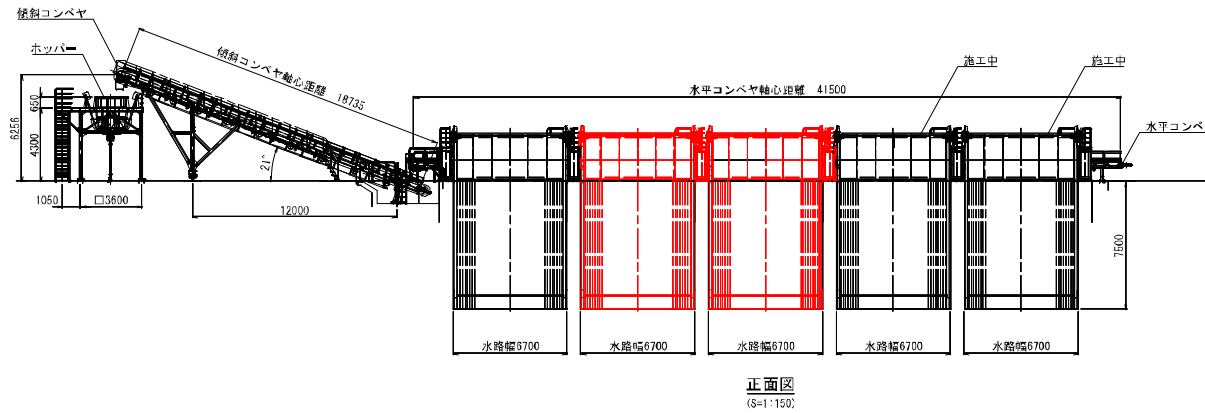
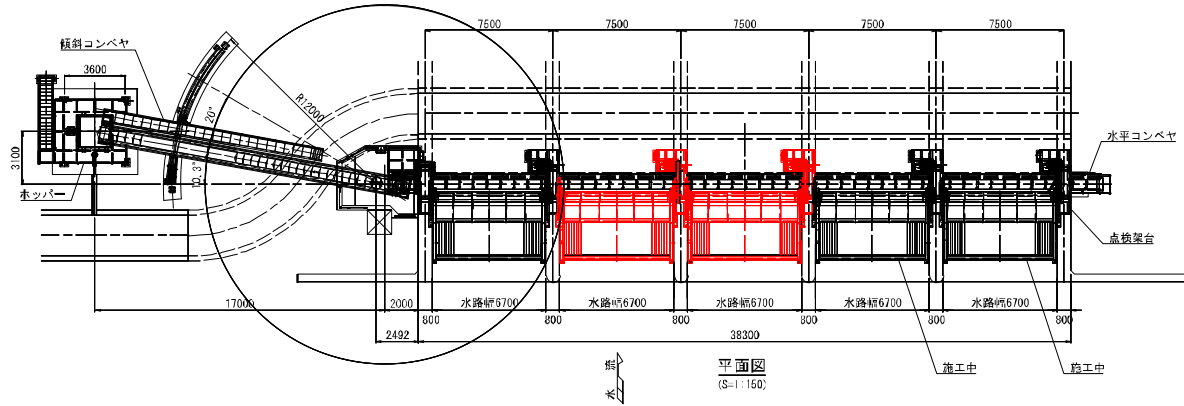
# 全体平面図 S=1:200



※本図面は縮小図のため、  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7谷田川排水機場施設更新工事		
図面名	全体平面図		
年月日	令和8年1月 日		
尺 寸	1:200	図面番号	2 / 3
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

# 全体配置図

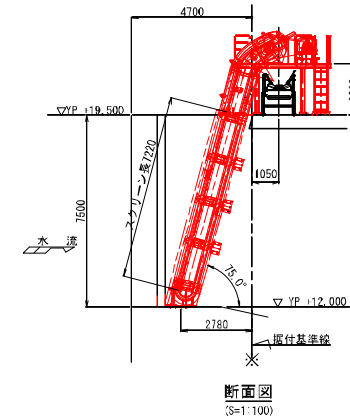


除塵機仕様	
型式	背面降下前面機揚式
水路幅×水路高	W 6,700 m × H 7,500 m
設置数	5 基
レーキ寸法	300 mm
レーキ数	5 個基
レーキ速度	約 2 m/min
主要材質	上部フレームSS400 下部フレームSUS304
電動機	3.7 kW 4 P
操作方式	機械、遠隔
スクリーン型式	固定式バースクリーン
設計水位差	1,000 m
有効目幅	131 mm
傾斜角度	75 度
スクリーン有効幅	6,161 m
スクリーン実長	7,220 m
電源	200V 50Hz

水平ベルトコンベヤ仕様	
型式	20'トラス型水平ベルトコンベヤ
設置数	1 基
幅	750 mm
軸心距離	41,500 m
主要材質	SS400
ベルト速度	約 14 m/min
電動機	2.2 kW 4 P

傾斜ベルトコンベヤ仕様	
型式	30'トラス型旋回式傾斜ベルトコンベヤ
設置数	1 基
幅	750 mm
軸心距離	18,735 m
傾斜角度	21 度
旋回角度	20 度
主要材質	SS400
ベルト速度	約 18 m/min
電動機	3.7 kW 4 P
旋回用電動機	0.4 kW 4 P

ホッパー仕様	
型式	定置式カットゲート付ホッパー
設置数	1 基
容量	5.0 m³
電動パワーシリンダ	0.75 kW × 2

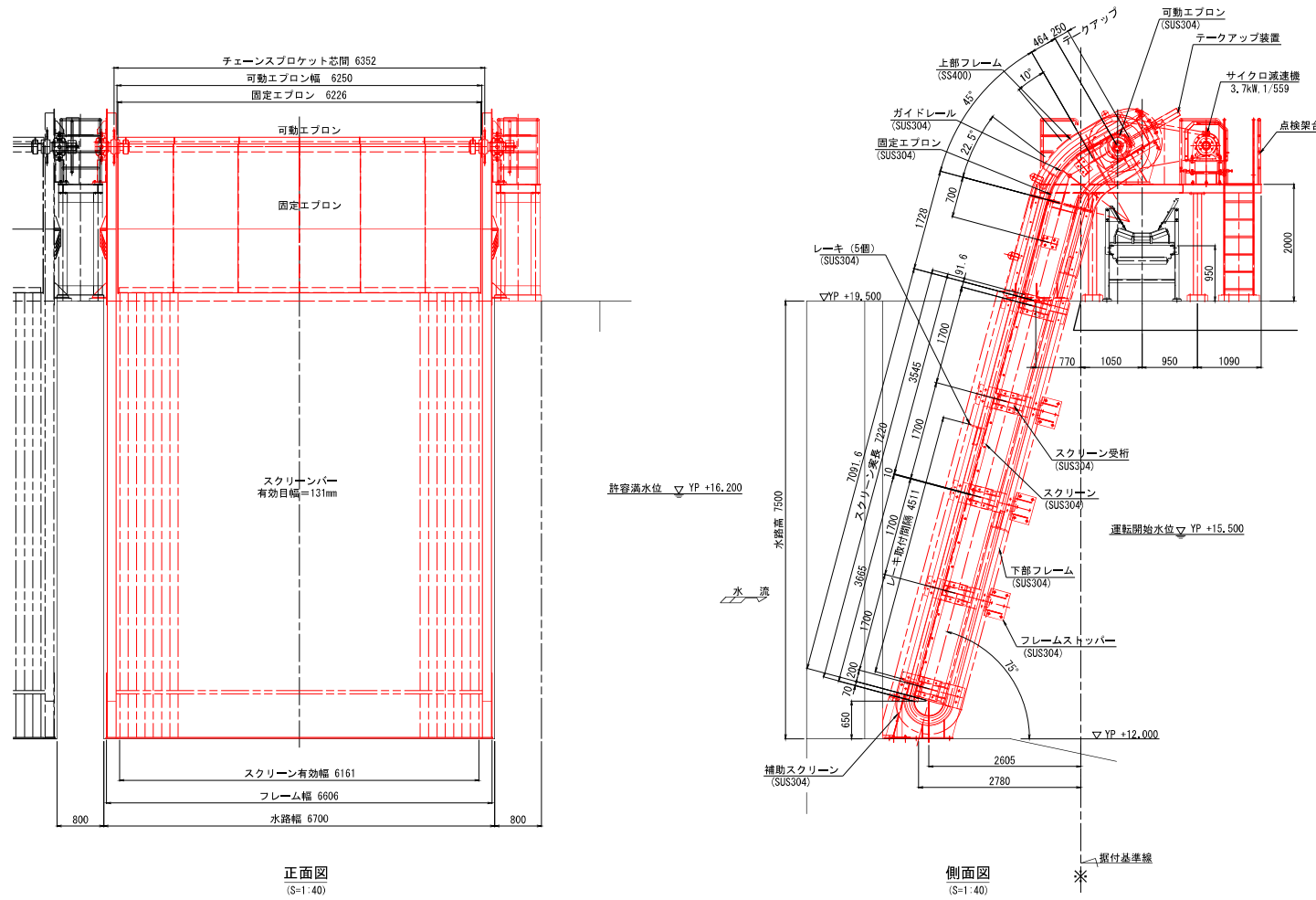


※本図面は縮小図のため、  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7谷田川排水機場除塵設備更新工事		
図面名	全体配置図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
尺 度	図示	図面番号	3 / 3
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

# 除塵機組立図 S=1:40

除塵機仕様		
型式	背面降下前面掃揚式	
水路幅×水路高	W 6,700 m × H 7,500 m	
設置数	5 基	
レーキ寸法	300 mm	
レーキ数	5 個/基	
レーキ速度	約 2 m/min	
主要材質	上部フレーム SS400 下部フレーム SUS304	
電動機	3.7 kW 4 P	
操作方式	機側、遠隔	
スクリーン型式	固定式バースクリーン	
設計水位差	1,000 m	
有効目幅	131 mm	
傾斜角度	75 度	
スクリーン有効幅	6,161 m	
スクリーン実長	7,220 m	
電源	200V 50Hz	



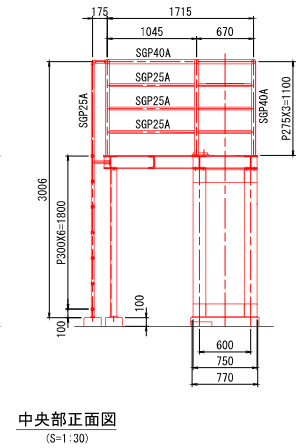
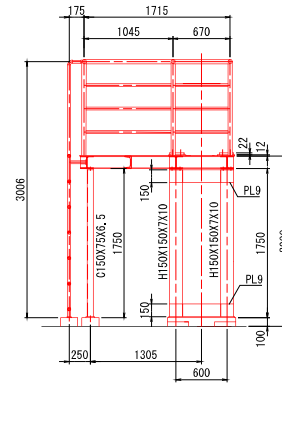
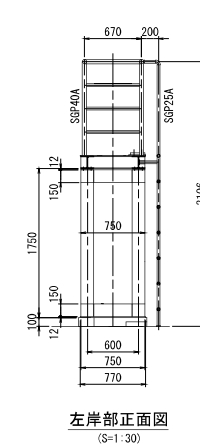
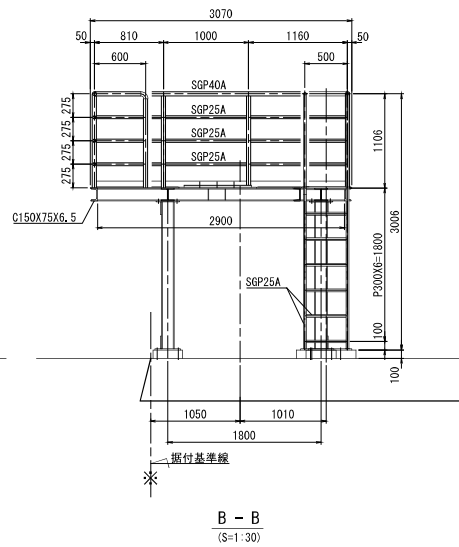
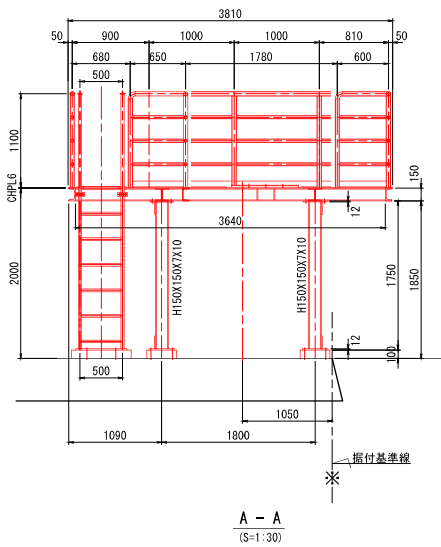
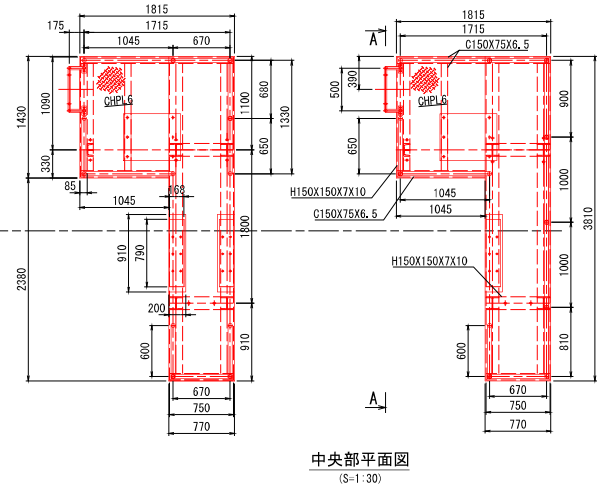
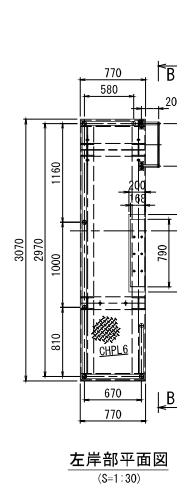
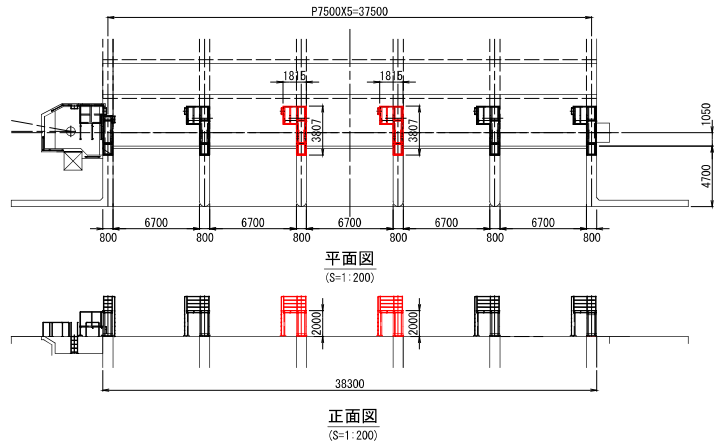
正面図 (S=1:40)

側面図 (S=1:40)

参考図	
工事名	R7 谷田川排水機場除塵設備更新工事
図面名	除塵機組立図
年月日	令和 8 年 1 月 日
尺度	1:40 図面番号 参-1
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります

# 点検架台組立図



参考図	
工事名	R7谷田川排水機場除塵設備更新工事
図面名	点検架台組立図
年月日	令和8年1月 日
尺度	図示 図面番号 参-2
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります

